

蒲郡市創業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における創業者の負担を軽減することで創業を促進し、市内の商業の振興を図るため、蒲郡市創業支援事業費補助金（以下「創業支援補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第30項第1号及び第2号に規定する行為又は事業を営んでいない個人が新たに一般社団法人、特定非営利活動法人その他法人（以下「一般社団法人等」という。）を設立し、当該一般社団法人等が事業を開始する行為をいう。
- (2) 創業者 法第2条第31項第2号に規定する個人、同項第4号に規定する会社又は前号に定める創業を行った一般社団法人等であって、その設立の日以後5年を経過していないものをいう。
- (3) 創業希望者 当該年度の4月1日から同年度の2月末日までに創業を行う意思を有する個人をいう。
- (4) 特定創業支援等事業 法第2条第33項に規定する事業で、蒲郡市創業支援等事業計画に基づき市、蒲郡商工会議所、蒲郡信用金庫及び日本政策金融公庫が行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 創業支援補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する創業者又は創業希望者とする。

- (1) 市内に主たる事業所又は本店を有し、又は設置する意思があること。
- (2) 市税の納税義務者であり、又は市税の納税義務者となる意思があること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 過去に創業支援補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者と

しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接に関係を有する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- (4) フランチャイズ方式により創業する者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認めるもの
（補助事業）

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、創業者又は創業希望者が創業及び創業後の営業に必要となる登記、市内の店舗又は事務所に係る設備等の購入、物件の賃借及び改装、広報その他の行為を行う事業とする。

- 2 補助事業のうち、国、県、他の市区町村又はその他の機関から補助金等の交付決定を受けている事業については、補助対象外とする。ただし、当該事業と創業支援補助金の交付に係る事業の内容が同一でない場合は、補助対象とする。

（補助対象経費）

第 5 条 創業支援補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、創業支援補助金の交付を決定した日から当該年度の 2 月末日までの期間に支出された経費に限るものとし、その支払の方法によって次の各号のとおり取り扱う。
 - (1) 経費（更新料等の継続的に掛かる費用を除く。）の支払が 1 回で完了した場合は、その全額を補助対象経費とする。
 - (2) 月額払等により定期的に経費を支払った場合は、当該年度の 2 月末日までに支払を完了した経費を補助対象経費とする。
 - (3) 年額払等により一定期間分の経費を一括で支払った場合は、当該年度の 2 月末日までに係る経費相当分（月額単位とし、1 月に満たない日数はこれを切り捨てるものとする。）を補助対象経費とする。

（創業支援補助金の額）

第6条 創業支援補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又は20万円のいずれか低い額とする。ただし、特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、補助対象経費の2分の1の額又は50万円のいずれか低い額とする。

(端数処理)

第7条 創業支援補助金の額の決定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(創業支援補助金の交付申請)

第8条 創業支援補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、当該年度の1月末日（以下「申請期限」という。）までに、蒲郡市創業支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業計画書（第2号様式）
- (2) 蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業予算書（第3号様式）
- (3) 事業内容が分かる資料（カタログ、パンフレット、物件の情報等）
- (4) 事業にかかる経費が分かる資料（見積書、ホームページの写し等）
- (5) 物品を購入する場合は導入前の写真
- (6) 工事を伴う場合は施工箇所の工事着工前の写真及び詳細が分かる資料（工事図面等）
- (7) 創業者の場合は現に営業する店舗又は事業所の内観及び外観の写真
- (8) 個人の場合は本人確認書類の写し
- (9) 創業者のうち個人の場合は開業届の写し
- (10) 創業者のうち会社の場合は登記事項証明書の写し
- (11) 創業者のうち特定創業支援等事業の支援を受けたものは、その支援を受けたことの証明書の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は先着順で受け付けることとし、市長は、申請された補助金の額が予算額を超えるときは、申請期限以前であっても申請の受付をしないことができる。

(創業支援補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定により提出された交付申請書を受理したときは、

速やかにその内容を審査し、その適否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により創業支援補助金を交付することを決定したときは、前条の申請者に対して、蒲郡市創業支援事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により創業支援補助金を交付しないことを決定したときは、蒲郡市創業支援事業費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

（計画変更等の承認及び交付決定の変更）

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、交付決定を受けた創業支援補助金の額に変更を生じない場合において、次に定める事項の変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合（ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。）

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 補助事業の変更申請が交付決定の前である場合は、交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。
- 4 市長は、前項の場合を除いて、第1項の規定により当該創業支援補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業変更決定通知書（第7号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第11条 交付決定者は、補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業中止承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により当該創業支援補助金の中止を決定した場合は、蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業中止承認通知書（第9号様式）により、当該

交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに、蒲郡市創業支援事業費補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業実施報告書（第11号様式）
- (2) 蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業決算書（第12号様式）
- (3) 各経費の請求金額及び支払が完了していることが分かる資料（領収書、通帳、口座振込依頼書、クレジットカード明細書等の写し）
- (4) 事業を実施したことが分かる写真
- (5) 開業届又は登記事項証明書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(創業支援補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告があったときは、内容を審査のうえ、交付すべき創業支援補助金の額を確定し、蒲郡市創業支援事業費補助金確定通知書（第13号様式。以下「確定通知書」という。）により、当該交付決定者に通知しなければならない。

(創業支援補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により創業支援補助金の額を確定した後に創業支援補助金を交付決定者に支払うものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により創業支援補助金の交付を受けようとするときは、蒲郡市創業支援事業費補助金交付請求書（第14号様式）に確定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(補助金の決定取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、創業支援補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、創業支援補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により創業支援補助金の交付を受けたとき。
- (2) 創業支援補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 計画の中途において当該事業を取り止めたとき。
 - (4) 当該年度内に廃業したとき。
 - (5) 第 12 条に定める実績報告の期日までに市内で創業しなかったとき。
 - (6) 申請時に特定創業支援等事業による支援を受けると申告した者が、事業完了時までにその支援を受けなかったとき。
 - (7) その他創業支援補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が創業支援補助金の交付が不適切であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により創業支援補助金の交付決定の取消しをするときは、蒲郡市創業支援事業費補助金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知をする場合において、既に創業支援補助金が交付されているときは、当該交付を受けた交付決定者に対し、蒲郡市創業支援事業費補助金返還命令書（第 16 号様式）により、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- 4 第 1 項の規定により創業支援補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第 20 条に規定する補助金等の返還の例による。

（補助金の経理）

第 16 条 交付決定者は、創業支援補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後 5 年間保存するものとする

（調査等）

第 17 条 市長は、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、交付決定者に対し、補助事業終了後も補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

（雑則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、創業支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年９月６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	次に掲げる経費 (1) 商業登記等、官公庁への申請書類の作成及び提出に係る経費 (2) 備品購入費（リース品及び単価が3万円未満のものを除く。） (3) 店舗又は事務所に対して行う内装工事、外装工事及び設備工事の費用 (4) 店舗又は事務所として用いる土地及び建物の購入又は賃借等にかかる初期費用 (5) 広報費及び広告宣伝費 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
--------	--

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者
所在地
名称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市創業支援事業費補助金交付申請書

蒲郡市創業支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業計画書（第2号様式）
- 2 蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業予算書（第3号様式）
- 3 この補助金を活用して実施する事業の内容が分かる資料（カタログ、パンフレット、物件の情報等）
- 4 この補助金を活用して実施する事業にかかる経費が分かる資料（見積書、ホームページの写し等）
- 5 物品を購入する場合は導入前の写真
- 6 工事を伴う場合は、施工箇所の工事着工前の写真及び詳細が分かる資料（工事図面等）
- 7 創業者の場合は現に営業する店舗又は事業所の内観及び外観の写真
- 8 個人の場合は本人確認書類の写し
- 9 創業者のうち個人の場合は開業届の写し
- 10 創業者のうち会社の場合は登記事項証明書の写し
- 11 創業者のうち特定創業支援等事業の支援を受けたものは、その支援を受けたことの証明書の写し
- 12 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（裏面に続く）

蒲郡市創業支援事業費補助金の申請に関する誓約書

蒲郡市創業支援事業費補助金（以下「創業支援補助金」という。）の申請に当たり以下のことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でなく、市長が必要と認める場合には、市長が警察へ照会することにつき同意します。
- 2 創業支援補助金と同一の補助対象経費で、他の補助金の交付決定及び交付を現に受けていません。
- 3 創業支援補助金と同一の補助対象経費で他の補助金の交付決定者となった場合、速やかに蒲郡市創業支援事業費補助金中止承認申請書を提出し、既に創業支援補助金の交付を受けている場合はその全額を市に返還します。
- 4 事業実施に伴い事故や損害等が発生した場合、市が一切の責任を負わないことを了承します。
- 5 事業実施に関する決定は、すべて申請者自身が責任をもって行いました。
- 6 創業支援補助金の申請等に係る個人情報の取扱いについては、不正行為等の把握及び防止、データの分析、市の行う創業支援補助金の交付に必要な調査等のため、市が利用することに同意します。
- 7 創業支援補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が税務資料（法人の場合は、代表者個人の税務資料を含む。）を閲覧することについて同意します。
- 8 前各号までの誓約事項及び申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、創業支援補助金の申請を取り下げます。また、創業支援補助金交付後に発覚した場合は、交付を受けた創業支援補助金の全額を市に返還します。

年 月 日

住所

氏名（自署）

（法人の場合は、所在地、法人名、代表者肩書及び代表者名）

市税チェック	
／	

（裏面）

第2号様式（第8条関係）

蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業計画書

申請者及び事業の概要

(個人) 屋号及び氏名 (法人) 法人名及び代表者氏名				
(未創業の個人) 住所 (創業済みの個人) 主たる事業所の所在地 (法人) 本店所在地 〒 ー				
連絡担当者	(ふりがな) 氏名		所属・役職	
	電話番号			
	FAX 番号			
	メールアドレス			
業種又は業態				
営んでいる事業の概要（創業希望者は、営む予定の事業の概要）				
この補助金を利用して購入するもの及びその活用方法				

該当するものに○を付けてください。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第2条に該当

・する

・しない

フランチャイズ方式に該当

・する

・しない

蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業予算書

1 補助対象経費の内訳

経費内容	金額（税抜）
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
① 合計	円



補助金額の計算式	補助金額
①×1／2（千円未満切り捨て） ※上限20万円 ※特定創業支援等事業の支援を受けた場合は上限50万円	円

2 他の補助金への同一の経費での申請について

- (1) 本補助金と同一の経費で、他の補助金にも申請していますか。（○をつけてください）
 ・ している ・ していない
- (2) 申請している場合、その補助金の名称を記入してください。

※国、県、他の市区町村又はその他の機関から同一の経費で補助金の交付決定を受けた場合、本補助金は補助対象外となります。

- (3) 蒲郡市創業ネットワークを利用し、特定創業支援等事業の支援を受けていますか。
 ・ 受けた ・ 実績報告までに受ける見込み ・ 受ける予定はない

第4号様式（第9条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年度蒲郡市創業支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました蒲郡市創業支援事業費補助金については、蒲郡市創業支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の交付の対象

- (1) 補助事業計画書・補助事業予算書のとおり
- (2) 一部交付

内訳：対象

対象外

2 補助金の交付額 金 円

3 補助に付する条件は、次のとおりとします。

- (1) 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法是、交付申請のとおりとすること。
- (2) 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。なお、補助事業と同一の事業内容で国、県、他の市区町村又はその他の機関から補助金等の交付決定を受けた場合については中止に該当するため、速やかに蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業中止承認申請書（第8号様式）を市長に提出してください。
- (4) 補助金を補助事業以外の目的、用途にしないこと。
- (5) 補助要件を満たす見込みで交付決定を受けた者が、実績報告時までにその要件を満たさなかった場合は、交付決定を取り消します。

第 5 号様式（第 9 条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年度蒲郡市創業支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました蒲郡市創業支援事業費補助金
については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、蒲郡市創業支
援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

不交付の理由

第 6 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者
所 在 地
名 称
代 表 者 名
電 話 番 号

年度蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました蒲郡市創業支援補助金補助事業を下記のとおり変更したいので、蒲郡市創業支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の変更内容
2 変更の理由

（添付書類）

- (1) 変更計画に伴う事業の概要（変更内容がわかるもの）
- (2) 変更計画に伴う事業に要する経費及び補助対象経費の明細書等
- (3) その他

※添付書類は、補助金の「交付申請」の添付書類の様式に準じてください。

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長 印

年度蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業変更決定通知書

年 月 日付け（蒲 第 号）で通知した交付決定を、下記のとおり変更します。

記

1 変更後の補助金交付額 円

2 変更内容

変更決定 の事項	
変更決定 の理由	

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者
所 在 地
名 称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業中止承認申請書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業を中止したいので、蒲郡市創業支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により下記のとおり申請します。

記

中止しようとする理由

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年度蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった蒲郡市創業支援事業費補助金
補助事業の中止については、下記のとおり承認します。

記

1 承認の内容
2 承認の条件

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者
所在地
名称
代表者名
電話番号

年度蒲郡市創業支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け蒲 第 号で補助金の交付決定を受けた
蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業が完了したので、蒲郡市創業支援事業費
補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績額（補助対象外経費を除く）

円

- 2 事業の実績及び効果

別紙蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業実施報告書（第11号様式）の
とおり

- 3 補助事業の経費の配分

別紙蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業決算書（第12号様式）のとおり

<添付書類>

- (1) 蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業実施報告書（第11号様式）
- (2) 蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業決算書（第12号様式）
- (3) 補助事業の各経費の請求金額及び支払が完了していることが分かる資料
（領収書、通帳、口座振込依頼書、クレジットカード明細書等の写し）
- (4) 事業を実施したことが分かる写真
- (5) 開業届又は登記事項証明書の写し
- (6) その他必要書類

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業実施報告書

1 屋号又は法人名
2 実施した補助事業の内容
3 補助事業により得られた効果
4 今後の経営の見通し等

蒲郡市創業支援事業費補助金補助事業決算書

補助対象経費の内訳

経費内容	金額（税抜）
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
① 合計	円
※この金額を、実績報告書（第 1 0 号様式）の「1 実績額（補助対象外経費を除く）」に記載すること。	



補助金額の計算式	補助金額
①×1／2（1，000円未満切り捨て） ※上限20万円。ただし特定創業支援等事業の支援を受けた場合は上限50万円	円

第 1 3 号様式（第 1 3 条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年度蒲郡市創業支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった蒲郡市創業支援補助金に
ついては、下記のとおり確定します。

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

蒲郡市創業支援事業費補助金交付請求書

蒲郡市長 様

申請者
所 在 地
名 称
代 表 者 名
電 話 番 号

蒲郡市創業支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 請 求 金 額	円
-------------	---

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 信金 農協 漁協 信組	支 店
	口 座 番 号	当座 普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

※口座名義人は申請者と同一であるものに限りします。

第 1 5 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

様

蒲郡市長

年度蒲郡市創業支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け（蒲 第 号）で通知した交付決定を
下記のとおり取り消します。

記

1 取消しの理由
2 取消しの内容

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年度蒲郡市創業支援事業費補助金返還命令書

蒲郡市創業支援事業費補助金交付要綱第 1 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円